

綾川町社会福祉協議会訪問介護事業所重要事項説明書

(介護予防・日常生活支援総合事業)

当事業所は、お客様に対して指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型独自サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 訪問介護事業者（法人の）概要

法人名	社会福祉法人 綾川町社会福祉協議会
所在地	香川県綾歌郡綾川町滝宮276番地
電話番号	087-876-4221
代表者氏名	会長 谷岡学
設立年月日	平成18年3月21日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防・日常生活支援総合事業 平成18年9月1日 指定 香川県 3771500927 号
事業の目的	介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供いたします。
事業所の名称	綾川町社会福祉協議会訪問介護事業所
事業所の所在地	香川県綾歌郡綾川町滝宮276番地
電話番号	087-876-4221
管理者氏名	山内 美和
事業所の運営方針	要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。
開設年月日	平成18年9月1日
当事業所が行っている他の業務	介護保険法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援事業 平成18年3月21日 指定 香川県 第3771500950号 ・ 訪問介護事業 平成18年3月21日 指定 香川県 第3771500927号 ・ 小規模多機能尾形居宅介護事業 平成21年4月1日 指定 香川県 第3791500030号 障害者自立支援法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 平成18年10月1日 指定 香川県 第3713805012号

当事業所が行っている他の業務	障害者総合支援法 ・ 障がい者相談支援事業所わんすてっぷ 平成30年4月1日 指定 香川県 第3733815025号 児童福祉法 ・ 障がい者相談支援事業所わんすてっぷ 平成30年4月1日 指定 香川県 第3773815026号
----------------	---

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

綾川町・宇多津町・丸亀市・坂出市・高松市

(2) サービス提供時間帯

	月～日		備考
通常時間帯	8:00 ～ 18:00	○	

※ただし、12月29日から1月3日は、休業します。

4. 職員の体制

当事業所では、お客様に対して指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型独自サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

	資格等	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	3名	2名	5名
訪問介護員	介護福祉士※	3名	8名	14名
	訪問介護員1級課程	0名	0名	
	訪問介護員2級課程	0名	2名	
	初任者研修修了者	0名	1名	
事務職員		1名	1名	2名

※管理者、サービス提供責任者を兼務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7割～9割）が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

① 身体介護：入浴・排泄・食事等の介護を行います。
② 生活援助：調理・洗濯・掃除・買物等日常生活上の支援を行います。
※ 上記のサービスは、例えばお客様が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

☆ サービスの実施頻度は、介護予防居宅サービス計画(介護予防ケアプラン)において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防訪問介護計画において具体的な実施日を定めます。

☆ お客様に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防居宅サービス計画(ケアプラン)により介護予防訪問介護計画に定められます。ただし、お客様の状態の変化、介護予防サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ お客様の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防訪問介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整のうえ、支給区分の変更、介護予防サービス計画の変更または要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

① 身体介護

○ 入浴介助 … 入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などをします。

○ 排泄介助 … 排泄の介助、おむつ交換を行います。

○ 食事介助 … 食事の介助を行います。

○ 体位変換 … 体位の変換を行います。

※サービスは、お客様ご本人にのみ行います。

② 生活援助

☆ 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型独自サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。そのため、下記のサービスは、例えばお客様が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

○ 調理 … 食事の用意を行います。
(ご家族分の調理は行いません。)

○ 洗濯 … 衣類等の洗濯を行います。
(ご家族分の洗濯は行いません。)

○ 掃除 … 居室の掃除を行います。
(お客様の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)

○ 買物 … 日常生活に必要な物品の買物を行います。
(預金、貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

※サービスは、お客様ご本人にのみ行います。

《サービスの利用料金》

☆ 利用料金は1回あたりの単位となり、定められた回数を超えますと1ヶ月ごとの定額制になります。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額（1割の場合）
I 週1回まで （事、支1・2） *月4回を超える場合	¥ 2,870/回 ¥ 11,760/月	¥ 287/回 ¥ 1,176/月
II 週2回まで （事、支1・2） *月8回を超える場合	¥ 2,870/回 ¥ 23,490/月	¥ 287/回 ¥ 2,349/月
III 週2回超える程度 （事、支2） *月12回を超える場合	¥ 2,870/回 ¥ 37,270/月	¥ 287/回 ¥ 3,727/月

初 回 加 算	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額
初回のみ	¥ 2,000	¥ 200

介護職員等処遇改善加算（I）	介護保険適用時の自己負担額
月 額	介護保険利用料の24.5%

- ☆ 介護保険適用時の1回あたりの自己負担額は、上記の通りですが負担割合（2～3割）によっては利用料金の自己負担額が変わります。
- ☆ 以下に該当する場合は、日割り計算によりそれぞれの単位に基づいて利用料を計算します。
 - ※ 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - ※ 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - ※ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ☆ 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型独自サービスは、原則として1回のサービス時間は1時間を限度とします。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、お客様の負担額を変更します。
- ☆ 介護職員処遇改善加算（I）所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数となります。

- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス
以下のサービスは、利用料金の全額がお客様の負担となります。

《サービスの概要》

① 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防・日常生活支援総合事業訪問型独自サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がお客様の負担となります。

- (3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方及びそれ以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合のサービスの提供の際に要する交通費は無料です。

- (4) 利用料金のお支払い方法

サービス利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、前月分をご請求しますので、毎月25日までに《現金支払・口座自動引き落とし》のいずれかの方法によりお支払いください。なお、口座自動引き落としの場合で25日が金融機関休業日の場合は、翌日、翌々日となります。

- (5) 利用の中止、変更

☆ 急に利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、お客様の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

ご利用前日の17時までにご連絡いただいた場合	無 料
訪問後にサービスをキャンセルする場合	1,000円

※ キャンセル費用はサービス提供訪問介護員の人数に積算となります

☆ サービス利用の変更の申し出に対して、従業員の稼働状況により、お客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う従業者

サービス提供時に、担当の従業者を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の従業者が交替してサービスを提供します。

- (2) 従業者の交替

- ① お客様からの交替の申し出

選任された従業者の交替を希望する場合には、当該従業者が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して従業者の交替を申し出ることができます。ただし、お客様から特定の従業者の指名についてのご要望には添いかねます。

- ② 事業所からの従業者の交替

他事業所の都合により、従業者を交替することがあります。

従業者を交替する場合は、お客様及びその家族等に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

お客様は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

② 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型独自サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。ただし、事業所はサービスの実施にあたってお客様の事情・意向等について十分に配慮いたします。

③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。従業者が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

④ 従業者の禁止行為

従業者は、お客様に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ・ 医療行為または医療補助行為
- ・ お客様もしくはその家族等からの金品等の授受及び賃借
- ・ お客様ご本人以外の部屋の掃除など、家族等に対するサービスの提供
- ・ 庭の草むしりなど、訪問介護員がやらなくても普段の暮らしに差し支えないもの
- ・ 大掃除等、普段はやらないような家事
- ・ 飲酒および喫煙
- ・ お客様もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ・ その他お客様もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の健康状態等に変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族又は親族等へ速やかに連絡します。

8. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、お客様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、行政、お客様の家族等へ速やかに連絡するとともに、必要な措置を行います。

また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

- (2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任保険に加入しておりますので、その保険制度で速やかに誠意をもって※損害賠償を行います。※法律上の賠償責任を負ったとき

9. 虐待防止のための措置

利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (2) 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】 山内 美和
- (3) 虐待防止委員会の設置、また虐待防止委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

10. 身体拘束等の禁止

- (1) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等生命・身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除きます。）
身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事柄を記録する。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その検討結果を従業者に周知徹底する。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

11. 苦情受付及び相談受付

当事業所の苦情受付及びお客様相談窓口

当事業所のサービスに関するご相談・苦情及び「介護予防サービス計画」に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

① 当事業所利用者相談・苦情窓口

- ・ 社会福祉法人綾川町社会福祉協議会

担当者 総務企画課 渡辺 史彦

解決責任者 事務局長 森田 康清

受付時間 月～金 8:30～17:30（土日・祝日は除く。）

電話 087-876-4221

② 行政機関その他苦情受付機関

- ・ 香川県国民健康保険団体連合会

受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日は除く。）

電話 087-822-7435・7453

- ・ 綾川町役場 健康福祉課

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日は除く。）

電話 087-876-1113

- ・ 綾川町包括支援センター

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日は除く。）

電話 087-876-1002

※ 綾川町以外にお住まいの方は、住所地の市町役場の介護保険担当課でも受け付けております。

12. ハラスメントの防止

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を行います。

13. 個人情報保護について

- (1) 個人情報の取り扱いについては、利用目的を利用者およびその家族に明示したうえで同意をいただき、必要な範囲の情報を取得し、その範囲内で使用します。
こうした個人情報の取得および取り扱いについては、トラブルを防止する観点からも書面で同意を求めます。
- (2) 平成17年4月1日から施行された個人情報保護法に基づき、介護保険事業における利用者等の個人情報についての利用目的について、下記のように明示します。

通常の業務で想定される利用目的

① 事業所内での利用

- ・ 相談に関する業務
- ・ 介護報酬請求に関する事務
- ・ 利用者への介護サービス向上や維持、改善のための資料作成等
- ・ 苦情や事故などの報告
- ・ その他、利用者個人に関する管理業務

② 外部への提供

- ・ 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業者および地域包括支援センターとの連携（サービス担当者会議等）
- ・ 家族等への心身の状況説明
- ・ 審査支払い機関または保険者からの照会に対する回答
- ・ 外部監査機関への情報提供

- (2) 個人情報の取り扱いについては法定の保存期間に従い、鍵のかかる書庫に保管します。管理責任者は社会福祉法人綾川町社会福祉協議会事務局長とします。情報管理には万全を期し、事務所への来客についても談話室等を利用するようにします。個人情報の重要性を認識し、書類の送付ミス等による漏洩を防止し、適正かつ適切に取り扱い、社会的な信頼を得るために努力していきます。

14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

15. 衛生管理等

感染症の発症、又はまん延防止のため次の措置を講じています

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を定期的開催
- (2) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施します

—契約をする場合は以下の確認をすること—

令和 年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業訪問型独自サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<住 所> 香川県綾歌郡綾川町滝宮 2 7 6 番地
綾川町梅の里社会福祉センター内

<事業者> 綾川町社会福祉協議会訪問介護事業所
(指定番号—3 7 7 1 5 0 0 9 2 7)

<説明者> 社会福祉法人綾川町社会福祉協議会

印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明をうけ同意し、本書面の交付を受けました。

利用者

<住 所> 綾歌郡綾川町

<氏 名>

印

(代理人)

<住 所>

<氏 名>

印